

振動規制法に基づく特定建設作業（振動規制法施行令別表第2に掲げる作業）

番号	作業の種類	適用除外（届出不要）となる機械又は作業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	① もんけん（くい打機） ② 圧入式くい打機 ③ 油圧式くい抜機 ④ 圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	① 作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業
4	ブレーカーを使用する作業	① 手持ち式のもの（ハンドブレーカー） ② 作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業

備考1 これらの作業が開始した日に終わる場合は、特定建設作業に当たらない。（届出不要）

※ 国土交通省の定める低振動型建設機械として指定されたものを除く。

○低振動型建設機械一覧の掲載箇所

国土交通省ホームページ>政策・法令・予算>政策情報・分野別一覧>政策・仕事>技術調査  
>建設施工・建設機械>騒音・振動対策